

○桜井宇陀広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する規則

令和2年4月1日

規則第2号

改正 令和6年11月1日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、桜井宇陀広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年3月桜井宇陀広域連合条例第2号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、任期付職員の採用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の基準)

第2条 条例第2条第1号により採用する任期付職員は、次に掲げる条件をすべて満たしているものから選考するものとする。

- (1) 任用しようとする職務の遂行に必要な能力を有している者。
- (2) 桜井宇陀広域連合を構成する市村を退職した者で、管理監督職勤務上限年齢を迎えた年に、課長（これに準ずる職を含む。）以上の職であったもの。
- (3) 次のいずれかに該当する者で退職した市村の長から推薦を受けたもの。
 - ア 59歳以上前に勸奨退職した者。
 - イ 退職した市村の定年前短時間勤務職員及び暫定再任用職員に関する規定を満たす者。

2 条例第2条第2号から第4号により採用する任期付職員の選考基準は別に定める。

(任用手続)

第3条 条例第3条第2項による明示の方法は、任期付職員任用通知書（様式第1号）を交付して行うものとする。

2 所属長は任期付職員を必要とするときは、任期付職員任用書（様式第2号）を作成の上、必要な書類を添えて任用予定日の14日前までに広域連合長の決裁を受けなければならない。

3 前項の規定は、現に勤務する任期付職員の任用期間を更新する場合について準用する。この場合において、同項中「任用予定日」とあるのは、「任用期間が満了する日」と読み替えるものとする。

(旅費)

第4条 任期付職員が公務のための旅行による旅費を受ける場合は、桜井宇陀広域連合一般職員の旅費に関する条例（平成9年3月桜井宇陀広域連合条例第22号）を適用する。

(勤務時間等及び休暇)

第5条 任期付職員の勤務時間及び休暇等に関する事項は、桜井宇陀広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成9年3月桜井宇陀広域連合条例第15号)を適用する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年11月1日規則第1号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

任期付職員任用通知書

氏 名	
職名又は職種	桜井宇陀広域連合
勤務場所	桜井宇陀広域連合事務所 (桜井市大字初瀬 1626 番地の 1)
任用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
勤務を要しない日	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日
給与等	1. 給料 月 額 円 2. 諸手当 地域手当 期末手当 通勤手当 (支給・不支給)
その他の条件	桜井宇陀広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び規則による。 退職手当は不支給

上記のとおり任用します。

年 月 日

桜井宇陀広域連合長

様式第2号(第4条関係)

任期付職員任用書

ふりがな 氏 名		生年月日 年 月 日生
現住所		電話番号 ()
職名又は職種		
勤務場所	桜井宇陀広域連合事務所 (桜井市大字初瀬 1626 番地の 1)	
任用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
勤務を要しない日	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日	
給与等	1. 給料 月額 円 2. 諸手当 地域手当 期末手当 通勤手当 (支給・不支給)	
通勤距離及び通勤方法	自宅から勤務場所まで km <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車等 <input type="checkbox"/> 電車バス	

任用理由	
備 考	

(※履歴書添付)